

人事院は、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）に基づき、人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一八―〇―八

人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
(派遣除外職員)	(派遣除外職員)

第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇九 (略)

(削る)

十〇十二 (略)

第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇九 (略)

十 令和三年オリンピック・パラリンピック特

措法第十七条第七項に規定する派遣職員

十一〇十三 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。